

## 電磁的記録に記録されている保有個人情報についての開示の方法

光市における次の各号に掲げる電磁的記録についての個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項の行政機関等が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

### （1）録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音ディスクを複製したものの交付

### （2）ビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオディスクを複製したものの交付

### （3）電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

### （4）電磁的記録（前号オに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 前号アからウまでに掲げる方法であって、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの